



## 生活支援サービス担い手育成研修の開催

☎ 高齢福祉課高齢者福祉係（市役所 1 階⑤番窓口 ☎82-3196、☎23-3331 内線257）

市では、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、地域での支え合いに向け、地域ごとに地域資源の発掘などの検討を始めたところです。

この研修では、受講した皆さんがさまざまな形で地域の担い手になれるよう、高齢者や生活支援に関する基礎を学びます。

受講した皆さんが担い手になることで、地域で暮らす高齢者を支えるための一助になるだけでなく、受講することが家事援助などを行う訪問介護事業所で働くための資格の1つにもなりますので、活躍の場が広がります。

ぜひ、研修を受講してみませんか。

日時	場所	申込期限
8月23日(金) 午前9時～午後5時	市民活動センター	8月13日(火)
11月22日(金) 午前9時～午後5時		11月11日(月)

定員 各日10人

受講費 1,400円程度（テキスト代含む）

申込方法 電話か担当窓口で申し込み

### 受講後の担い手の活躍例

- 身体介護を行わないホームヘルプサービスを実施している訪問介護事業所への雇用
- 育成された担い手による新たなボランティア団体の設立・運営
- 新たな訪問介護事業所（訪問型サービスAのみ）の立ち上げ



## 墓地・霊園の利用について

☎ 環境衛生課環境衛生係（第2庁舎 ☎82-3245、☎23-3331 内線764）



### 供物の持ち帰りと墓地の環境美化にご協力を！

お盆やお彼岸の時期には、大勢の方がお墓参りに訪れ、お菓子や果物などを供える姿が見られます。

市では、墓地の供物やごみ（花を除く）はすべて持ち帰ってもらうことにしています。

供物などを置いたままにすると、カラスの食い散らかしなどで墓石や周辺が汚れますので、必ずお持ち帰りください。



### 墓地に関する届け出

市で管理している墓地を利用している方は、下記の場合に届け出が必要です。

- 墓地にお墓を建てたいとき
- 墓地の利用者を変更するとき（使用者が死亡したときなど）
- 墓地に納骨するとき
- お骨を他の墓地や納骨堂に移すとき
- 墓地使用者の住所・本籍などに変更があるとき
- 墓地を返還するとき

### 伊達市霊園の新規使用の受付

市では、市霊園の新規使用の申し込みを随時受け付けています。

#### 区画面積

- ① 5㎡（2.5m×2.0m）
- ② 6㎡（2.5m×2.4m）
- ③ 9㎡（3.0m×3.0m）

※面積によって使用料と管理手数料が変わります。詳しくは担当にお問い合わせください